

令和 3 年（2021 年）8 月 20 日

議会議長

殿

「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律」の即時廃止と臨時的対応を求める請願書

請願者：土地規制法の廃止を求める沖縄県民有志の会

共同代表：仲松典子、 与那覇恵子、 仲松正人、 真喜志好一、 桜井国俊

連絡先：〒904-0103 北谷町字桑江 630-1 玉那覇淑子

電話：090-9781-8843／FAX：098-936-2688

紹介議員：

印

【要旨】

第 204 回国会で成立した「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律」（以下「土地規制法」と略称します）の即時廃止と、仮に施行される場合の最低限の歯止めとしての臨時的対応を求める意見書を政府宛にご提出下さい。なおご参考までに意見書（案）をこの請願書に添付してあります。

【理由】

1. 土地規制法はどのような施設周辺の住民が規制の対象となり、どのような行為が施設の機能を阻害する行為とされるのか、全てが曖昧な欠陥法です。これは憲法第 31 条が定める「罪刑法定主義」に反します。

土地規制法第 9 条および第 25 条には、注視区域内における基地等重要施設の施設機能や国境離島の国境離島機能を阻害した場合またはそのおそれがある場合 2 年以下の懲役若しくは 200 万円以下の罰金という罰則がありますが、何をすればこの罰則が適用されるのか、この法律は具体的に明示していません。内閣総理大臣まかせです。何が違法なのか、条文の上で具体的に明示すべきです。

2. 土地規制法は沖縄県下の全域に適用される可能性があり、全国の中でその影響を最も深刻に被るのは沖縄です。にもかかわらず土地規制法は沖縄の意見を十分に聴かずに制定されました。

沖縄は、全島が国境離島です。かつ、国土面積の 0.6%を占めるに過ぎないにもかかわらず、在日米軍基地の 70.6%があります。また平成 25 年（2013 年）12 月の「25 防衛大綱」による自衛隊の「南西シフト」により、琉球弧の島々にいま次々と自衛隊基地が拡充整備されています。土地規制法の影響を

第一に被るのは、間違いなく沖縄です。政府はことあるたびに「沖縄県民の負担を軽減する」と言いますが、土地規制法が県民の負担を有形・無形に増大させることは間違いありません。しかし、今回の土地規制法の制定にあたり政府は県民の意見を十分に聴いたとはとても言えません。令和2年（2020年）10月26日の第203回国会で行なった就任後初の所信表明演説において菅義偉首相は「引き続き、沖縄の皆さんの心に寄り添う」と発言しています。ぜひともその約束を有言実行して頂こうではありませんか。

3. 新たな法律を整備するにあたっては、現行法では対応できない何かがあるから新たに法律をつくらせて欲しいとして、立法事実（法整備を必要とする事実・事情）を明示する必要があります。しかし政府はこの立法事実を示すことが出来ませんでした。

第204回国会での土地規制法に関する審議では、立法事実の有無について疑義があったため、この点について延々と議論がなされました。しかし政府は、現行法ではどう対応できないのか、何が足りないのか、いったいどのような事情があるためこれが必要なのか、全く回答できませんでした。また、外国企業の土地取得で周辺住民が不安を抱いているとの政府答弁が繰り返されましたが、政府自身が外国企業や外国人による基地機能を阻害するリスクが確認された事実はないと認めています。つまり立法事実はないのです。

4. 土地規制法は、県下の土地や建物の取引に大きく影響し、自由な経済活動を阻害します。その影響は土地や建物の所有者や利用者にとどまらず、産業連関を通じて全県民の経済活動の直接・間接の制約要因となります。

沖縄は全島が国境離島に含まれ、注視区域となるおそれがない区域はほぼないと考えられます。中でも米軍や自衛隊の司令部の周辺（例えば北谷町美浜地区）は特別注視区域に指定され、土地取引に国への報告が必要となり、沖縄経済の自由な発展を阻害する恐れが大です。自分が調査されるかも知れない、規制がかかるかもしれない土地や建物を、わざわざ買ったり入居したりする人はいないからです。市場で敬遠され、価格が下がることは必至です。その影響は県内外の沖縄への投資にも及び、雇用への負の影響も避けられません。

5. 土地規制法第7条及び8条は、土地や建物の所有者や利用者その他の関係者を対象とする情報収集の権限を国に与えていますが、国への制約のない権限の付与は地域社会の維持発展に不可欠な地域の横のつながりを分断する恐れが大です。

土地規制法は、個人の思想信条の自由やプライバシーを侵害する治安立法の性格が強い法律です。政府が情報提供を命ずるだけでなく、住民の方から情報を寄せる窓口設置も検討していると政府は国会答弁で述べています。自身に関する様々な情報が知らないうちに国によって収集され、どのように利用されるかが分からず、不当な人物判定がなされる恐れがあります。国の情報収集に隣人が手を貸しているかも知れないと互いに疑心暗鬼・相互不信の念を抱かせる恐れ也大です。それは寛いだ「ユンタク」を

ためらわせ、「ユイマール」という言葉に代表される沖縄の地域社会の横のつながりを維持し発展させていく上で大きな障害となることは間違いありません。戦中、軍によってスパイ監視の目的で住民が密告を強いられ、住民によるスパイ容疑者の制裁さえもたらした沖縄の悲劇を繰り返してはなりません。

以上の理由で「土地規制法の廃止を求める沖縄県民有志の会」は、沖縄県民の生命・財産及び日本国憲法に保障される基本的人権を守る立場から下記の事項について貴議会に請願します。

記

1. 重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律の即時廃止を国に強く求めて下さい。
また臨時的対応として、
2. 全ての施行プロセスの情報公開と民意反映のためのパブコメ実施を国に求めて下さい。
3. 本法第7条による内閣総理大臣からの個人情報提供要請は行なわないように国に求めて下さい。

添付資料：「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律」の即時廃止と臨時的対応を求める意見書（案）